

令和6年8月 和水町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年8月9日（金） 午後4時00分から午後4時53分
- 2 開催場所 菊水ロマン館 1階広間
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。（ 10名）
会 長 3番 有働憲一
会長代理者 7番 吉永剛
委 員 1番 猪口琢真 2番 本山鉄雄 4番 荒木豊 5番 武田祐誠
6番 牛島宣雄 8番 古郷明子 9番 田島たまみ 10番 中山和之
※11番：欠番
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。（ 0名）
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（ 14名）
西川茂 上田憲一 前淵慎一郎 大久保徳幸 石原裕一 内田克昭 池上洋一
井島繁利 牛島竜一 中嶋孝 上田岩雄 大塚寛治 福原栄司 柿原健
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（ 3名）
高木茂佳 小池絵里 徳永博之
- 7 日 程
1 開 会
2 会議成立宣言
3 会長挨拶
4 議事録署名委員の指名
5 議 事
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
報告第1号 中途解約通知書について
6 その他
7 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（ 3名）
事務局長 中山寛久
庶務係長 高木慎一郎
会計年度任用職員 中嶋康文
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（ 0名）

事務局 中山	<p>1 開 会</p> <p>定刻となりましたので、農業委員会総会を始めます。 まず、挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。 「こんにちは。」ご着席ください。 それでは、ただ今から、令和6年8月和水町農業委員会総会を開会します。</p>
会長 有働	<p>2 会議成立宣言</p> <p>本日は、農業委員10名中10名が出席ですので、和水町農業委員会会議規則（以下「会議規則」といいます。）第6条の規定により会議が成立することを宣言します。</p> <p>3 会長挨拶</p> <p>有働会長、挨拶をお願いします。</p> <p>みなさん、改めまして「こんにちは。」 昨日は、宮崎県で大きな地震がありました。和水町におきましては被害もなく安心したところです。今後、10日位は大きな地震に要注意となっておりますので、皆さんも、用心してお過ごしください。 今年も暑い日が続いていますが、仕事をされる際は、熱中症にかからないような対策を取るなど十分注意してください。 さて、8月1日に委員さんに辞令または委嘱状の交付がありました。その後、農業公社からの研修があり、委員の皆さんには農地法という馴染みのない言葉も出てきたのではないかと思います。これからの農業委員会総会においては、提出された許可申請書について農地法の3、4、5条の規定により審議していただき、農業委員の皆さんには許可の可否の決定を行っていただくこととなります。 委員の皆さんには、この規定を十分にご理解していただき、3年間、農業委員または推進委員として務めていただきたいと思います。 今日は、8月の総会です。審議の方もよろしくをお願いします。 本日は、お疲れさまです。</p>
事務局 中山	<p>有働会長、ありがとうございました。 会長には、会議規則第4条の規定により、議長と議事の進行をお願いします。</p>
議長 有働	<p>4 議事録署名委員の指名</p> <p>議事に入る前に、議事録署名委員の指名を行います。 本日の議事録署名委員は、1番猪口委員と2番本山委員をお願いします。 それでは、議事に入ります。 速やかに議事が進行できますようご協力をお願いします。</p>
事務局 高木	<p>5 議事</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 この件につきまして、事務局の説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 農地法第3条の規定による農地の所有権移転の申請が4件提出されています。 当事者及び土地の所在地等については、議案の1ページと2ページにてご確認ください</p>

ださい。

- 所有権移転の整理番号 1 長崎県諫早市の譲渡人から瀬川の譲受人へ（売買）
- 所有権移転の整理番号 2 平野の譲渡人から平野の譲受人へ（贈与）
- 所有権移転の整理番号 3 平野の譲渡人から平野の譲受人へ（贈与）
- 所有権移転の整理番号 4 熊本市の譲渡人から岩の譲受人へ（売買）

整理番号 2 及び 3 につきましては、父母から農業後継者である子への贈与となっています。

これらの案件は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「地域との調和要件」全ての審査基準に適合しています。

議案第 1 号にかかる事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。
議案第 1 号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第 1 号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、議案第 1 号については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 高木

議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」

農地法第 4 条の規定による農地の転用許可申請が 2 件提出されています。
申請人及び土地の所在地等については、議案の 3 ページをご覧ください。
申請書添付書類については、別添の「転用資料」で確認をお願いします。

整理番号 1 宅地拡張

申請人による宅地拡張の転用許可申請です。

申請地は、原口地内の農地で、昭和 30 年代半ば頃に、養蚕のための小屋が建築され、現在は車両・農機具倉庫などとして利用されていました。また、農地の南側部分は既存の住宅及び倉庫への進入路となっていました。この案件は追認案件となりますので、申請書類とともに始末書が提出されています。

給排水計画について、既に倉庫が建設されていますが給水の計画はありません。雨水は敷地南西側にある既存排水路に接続し、道路側溝へ放流してあります。

この転用に係る許可基準に照らした結果について説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」ということで「第 1 種農地」に該当しますが、「居住す

る者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であることから、例外的に許可をすることができる農地であると考えられ、申請地の他には適当な代替地がないと判断されます。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」、「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」、「計画面積の妥当性」については、既に転用済みであるため問題ありません。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、周辺に農地はありませんが、日照、通風等の周囲への影響はないものと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼす恐れはないと思われれます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。次に整理番号2について説明します。

整理番号2 住宅拡張

申請人による宅地拡張の転用許可申請です。

申請地は、野田地内の集落内の農地であり、昭和40年代に申請地の隣の袋地に住宅が建てられ、その進入路として利用されていました。この案件も追認案件となりますので、申請書類とともに始末書を提出されています。

給排水計画について、転用目的が進入路のため給水は計画されていません。雨水については自然浸透とし、余水は隣接する既存排水路に接続して排水される計画です。

この転用に係る許可基準に照らした結果について説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」ということで「第1種農地」に該当しますが、転用対象地が、隣接する宅地の2分の1以下のため、「既存施設の拡張」として、例外的に許可をすることができる農地であると考えられます。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」、「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」、「計画面積の妥当性」は、既に転用済みであるため問題ありません。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、周辺に農地はありませんが、日照、通風等の周囲への影響は無いものと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼす恐れはないと思われれます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。議案第2号にかかる事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。

続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。

議案第2号整理番号1について、1番猪口委員の報告をお願いします。

1番猪口委員

整理番号1について、1番猪口が報告します。

8月1日の午後4時に、私と中山委員、事務局員2名、合計4名で現地確認を行いました。

申請地は、原口地内の集落内にあり、町道より高台にある住宅への進入路及び農業用倉庫として活用されていました。

申請地の周囲に農地はありますが、平屋建て倉庫のため、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと思われ、この転用申請については問題ないと判断しました。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われま。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

次に、整理番号2について、6番牛島委員の報告をお願いします。

6番牛島委員

整理番号2について、6番牛島が報告します

8月1日の午後4時半に、私と中嶋推進委員、事務局員2名、合計4名で現地確認を行いました。

申請地は、野田地内の集落内にあり、袋地にある住宅への進入路として、以前から利用されてきました。

申請地の周囲に農地はありますが、進入路のため、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと思われ、この転用申請については問題ないと判断しました。

また、「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われま。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ただ今、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第2号につきましても、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第2号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 高木

議案第3号「農地法第5条の規程による許可申請について」

農地法第5条の規定による農地の転用許可申請が1件提出されています。

当事者及び土地の所在地等については、議案の4ページをご覧ください。

申請書添付書類については、別添の「転用資料」で確認をお願いします。

整理番号1 倉庫用地（使用貸借権設定）

貸渡人から借受人へ使用貸借権設定を行う案件であり、貸渡人が所有する農地を、貸渡人が経営する会社へ貸し付けるものです。転用目的は収穫したみかんの保管場所としての農業用倉庫用地とするものです。

申請地は、中和仁地内の農地で、当該地から南側へは田が広がっています。

給水については、農業用倉庫のため計画されていません。排水についても、生活雑排水、汚水の発生はありません。

雨水については自然浸透させ、余水については側面を流れる排水路へ流す計画です。

この転用に係る許可基準に照らした結果について説明します。

「農地区分」及び「立地基準」は、「和木町農業振興地域整備計画における農振農用地」ということで「農用区域内にある農地」に該当しますが、農業用施設用地のため許可は可能と判断できます。また、当該地は農振農用地になりますが、農業振興地域整備計画変更申出書も提出されており、農業用施設への転用ということで軽微な変更として承認されています。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、残高証明書、金銭消費貸借契約書で確認したところ、収支計画に問題はありませんでした。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、令和6年12月末日までに工事完了予定であり、何ら問題ないと思われます。

「計画面積の妥当性」は、計画面積から判断すると妥当であると思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、周辺に農地はありませんが、日照、通風等の周囲への影響はないものと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼす恐れはないと思われます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題はないと考えられます。議案第3号にかかる事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。

続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。

議案第3号整理番号1について、7番吉永委員の報告をお願いします。

7番吉永委員

整理番号1について、7番吉永が報告します。

8月1日の午後5時に、私と柿原推進委員、事務局員2名、合計4名で現地確認を行いました。

申請地は、借受人のみかん選果場の横の農地で、収穫後のみかんの保管庫の建設を予定されています。

申請地の周囲に農地はありますが、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと思われ、この転用申請については問題ないと判断しました。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ただ今、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第3号につきまして、何か質問等がありましたらお願いします。

——— 「異議なし」の声 ———

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長	有働	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、議案第3号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。</p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	高木	<p>議案第4号「農用地利用集積計画について」</p> <p>農用地利用集積計画の、賃貸借権設定の案件が4件提出されています。</p> <p>この計画にかかる申出人及び土地の所在地等につきましては、議案の5ページをご覧ください。新規設定が1件、再設定が3件となっています。</p> <p>これらの計画につきましては、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしています。</p> <p>議案第4号についての事務局からの説明は以上となります。</p>
議長	有働	<p>ただ今、事務局からの説明がありました。</p> <p>議案第4号について、何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p style="text-align: center;">—— 「異議なし」の声 ——</p>
議長	有働	<p>無いようですので、採決をします。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">—— 全員挙手 ——</p>
議長	有働	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>以上で、すべての議事は終了しましたので、報告案件に移ります。</p> <p>報告第1号について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	高木	<p>報告第1号「中途解約通知書について」</p> <p>農地の賃貸借の中途解約が1件提出されました。貸し手、借り手双方合意による解約となります。</p> <p>通知者及び土地の所在地等については、総会資料の6ページをご覧ください。</p> <p>なお、この案件については、「備考」欄で「解約後売却するため」となっておりますが、先程、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号1で、所有権移転について審議され、「許可相当」として採決をいただいています。</p> <p>以上で、報告第1号の報告を終わります。</p>
議長	有働	<p>以上で、本日の議案ならびに報告事案は全て終了しました。</p> <p>各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。</p>

—— 「質問なし」 ——

議長 有働

無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局 中山

有働会長には、議長を務めていただきありがとうございました。

6 その他

席上にお配りしております「事務連絡」をご覧ください。

事務局からの事務連絡。

事務局からの連絡事項は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。
なければ、閉会に移ります。

7 閉会

ご起立をお願いします。

これもちまして、令和6年8月和水町農業委員会総会を閉会します。

お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 _____

署名委員 1番 _____

署名委員 2番 _____

会議録調製者 中山 寛久
本誌（表紙除く） 9頁